

社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会チャイルドシート貸出事業要綱

- 1 目 的 この事業は、南さつま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、在宅において一時的にチャイルドシートが必要な方に対し、日常の便宜を図ることを目的として、チャイルドシートの貸出をするものである。
- 2 貸出条件 原則として、南さつま市に居住し車両を有する個人に貸与を行なうものとする。
- 3 貸出物品 (1) 乳幼児兼用チャイルドシート
(2) 幼児専用チャイルドシート
- 4 貸出料金 無料とする。ただし、返却時に本会が契約した業者に支払うクリーニング代実費を徴するものとする。
- 5 貸出期間 貸出期限は1か月以内とする。
- 6 利用申請 貸し付けを受けようとする者は、本会備え付けの「利用許可申請書」に必要事項を記入の上、記名し、社会福祉協議会長に届け出るものとする。
- 7 物品の受取及び返却
直接貸し付けを受ける者が本会窓口で受け取るものとし、返却するときも窓口本人が持参するものとする。
チャイルドシートの取り付けは、貸し付けを受ける者の責任において行うものとする。
- 8 維持管理 借り受けた物品の維持管理は、借用期間中については借り受けた者の責任において行うものとする。
借用期間中、交通事故その他の理由により破損した場合は、速やかに返却しなければならない。
- 9 損害の賠償 チャイルドシート使用中に何らかの障害等を負っても、一切の責任は負わないものとする。
- 10 弁 償 借り受けた者が故意に破損させた場合や、第三者へ譲渡した場合、あるいは故意、又貸等により返却日を過ぎても返却されないときは、チャイルドシートの購入費を弁償するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。